

第25期第11回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年6月5日(水曜日) 13:30~14:12

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第9番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第10番	田村伊佐雄
第3番	藤田幸正	第11番	田坂健次
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第15番	眞鍋篤俊
第7番	寺尾俊行	第18番	石川千壽子
第8番	星加誠	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第6番	井下八郎	第12番	飯尾博光
第7番	神野伸二		

(3) 欠席委員

第4番	塩見敏夫	第13番	小野春雄
第16番	土岐典子	第17番	渡邊勝俊
第3番	加藤宏司	第5番	小野義尚
第10番	千葉英明	第13番	高橋秀実
第14番	神野鉄治		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
主任	井上貴清		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員14人、推進委員9人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願いたします。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

非常にいい天気ですわやかな風が吹いています。ちょうど、今は農作業真っ盛りの時期で、今日も欠席委員さんも結構おられますが、みなさま方も予定の調整が難しかったのではと思います。いずれにしましても、まずは体調管理には十分気をつけいただいて、農作業、農業委員会活動等に御尽力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから第11回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係の議案第1号から第3号までを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において伊藤繁次郎委員と眞鍋篤俊委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が2件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、畑2筆、1, 567㎡でございます。

2ページをお開きください。

まず、議案の訂正をお願いします。60番右端、備考、期間の終期をR6からR7へ訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

60番、61番の1-1さんの2件ございまして、内訳といたしましては、新規設定。期間は、10か月間、2年10か月間です。利用権の種類は、使用貸借権となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしくをお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、60番及び61番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(藤田(隆) 委員挙手)

【藤田(隆) 委員】

60番の期間の話ですが、10ヵ月というのはあまりにも短いと思うのですが、これはどういうことですか。

【高橋主幹】

耕作者の方が、申請の際に3月までと言われていました。

【藤田(隆) 委員】

何を耕作するのですか。

【高橋主幹】

季節野菜ということは聞いております。

【藤田会長】

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は3件です。

4ページをお開きください。

21番、田の上三丁目、田1筆、合計面積412㎡、譲受人は2-1さん。

申請地は譲受人の親族が所有する農地で、これまでも隣接地に居住する譲受人が管理しており、今回、申請地の贈与を受けるため申請があったもので、許可後の作付けは水稻を予定しているとのことです。

22番、大生院字栗林、畑1筆、面積360㎡、譲受人は2-2さん。

譲受人は申請地の対面地に居住しており、今回、これまでも管理を行っていた申請地を取得するため申請があったもので、許可後の作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

5ページを御覧ください。

23番、船木字国領、田1筆、面積733㎡、譲受人は2-3さん。

譲受人は申請地の隣接地に転居予定であり、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請があったもので、許可後の作付けは果樹及び季節野菜を予定しているとのことです。

以上、21番から23番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、21番は永易博隆委員から、22番は渡邊勝俊委員が欠席のため事務局から、23番は藤田隆委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、永易委員をお願いします。

【永易委員】

5月21日に現地へ行って、本人さんにも会いました。大変元気に農業に励んでおられました。すでに田植えの準備がされており、他の農地も耕作しております。今回は、親族の方がだれも農業をされないということで、贈与したいとのことです。現地は、道路、水路、境界線もきれいに整地されており、なんら問題ないかと思えます。

御審議、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、事務局お願いいたします。

【原事務局長】

22番ですが、5月24日付で渡邊委員から、申請地はこれまでも譲受人が管理し、畑として利用されている。また、畑は譲受人の自宅の近くで道にも面している。譲受人が所有している農機具は管理機のみではありますが、これまでもきちんと管理がされており地域との調和も問題ないため、許可しても問題ないと思われるとの御報告がありました。

御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、藤田隆委員お願いいたします。

【藤田（隆）委員】

23番について報告します。5月23日に現地で申請者とその娘さんとお話をしました。対象地は農地パトロールで耕作放棄地になっているところでした。調査書にもありますとおり、現在は50センチ程の草が生えていますが、草刈りすればすぐに作付けできる状況です。現在は、現役を引退されて隣接地に自宅を建てる予定とのことで、農作業も問題ないと思われそうですし、お話してやる気も感じられました。境界もはっきりしており、地域との調和も説明して理解していただきました。草刈りに関しては、農協のフレールモアも紹介しました。許可しても問題ないと思われそうですので、御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、21番から23番までについて質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(寺尾委員挙手)

【寺尾委員】

余談になるかも知れませんが、23番は家族5人とも農作業経験がないとのことですが、大丈夫ですよ。

【井上主任】

農作業経験はないとのことですが、耕耘機を確保されてやる気はあるとのこと、不許可までは該当しないということで、判断しております。

【藤田会長】

昨年、下限面積要件が撤廃されました。今までは、少ない面積というのはなかったのですが、今回のような申請が出てくると、みなさんいろいろ心配されたりすると思います。新規就農になるので大丈夫なのかといったことは、こういった審議する場で言わないといけないと思いますので、お気付きのことはいろいろ尋ねていただいて結構です。いろいろな意見を出していただきたいと思います。

他にございませんか。

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は17件です。

7ページを御覧ください。

まず、説明の前に資料の訂正をお願いいたします。

議案書資料の一番左、番号欄につきまして、114番から12ページ、130番までの連番となっておりますが、正しくは56番から72番までの連番となりますので、資料の訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

それでは議案の説明をさせていただきます。

56番、高木町、田1筆、譲受人は3-1さん。

内容は貸し店舗1棟124.21㎡、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地から概ね500m以内にくろみつ眼科及び市立金栄小学校が存在するため第3種農地であると判断されます。権利区分は所有権移転です。

57番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は3-2さん。

内容は宅地拡張、一体利用地として宅地182㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

58番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は3-3さん。

内容は自己住宅1戸104.34㎡、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地から概ね500m以内に神郷公園及び宮田内科が存在するため第3種農地であると判断されます。権利区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

59番、多喜浜五丁目、田3筆、譲受人は3-4さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

60番、郷一丁目、田3筆、譲受人は3-5さん。

内容は建売住宅4戸264.96㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

61番、郷一丁目、田6筆、譲受人は3-6さん。

内容は賃貸共同住宅2棟295.38㎡、一体利用地として同時申請地457.31㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

なお、60番と61番は一体で造成される計画で、合計1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。

9ページを御覧ください。

62番、郷三丁目、田1筆、譲受人は3-7さん。

内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

63番、観音原町、畑1筆、譲受人は3-8さん。

内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

64番、船木字国領、田1筆、譲受人は3-9さん外3名。

内容は自己住宅1戸348㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

65番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は3-10さん。

内容は自己住宅1戸123.76㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

66番、松原町、畑1筆、譲受人は3-11さん。

内容は宅地拡張、一体利用地として宅地132.99㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

67番、松原町、畑2筆、譲受人は3-12さん。

内容は宅地分譲4区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

68番から70番までは譲受人及び転用目的が同一のため一括して説明させていただきます。

萩生字治良丸、田計4筆、譲受人は3-13さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分は69番が用途地域であるため第3種農地、68番及び70番はその他の農地である第2種農地であると判断され、権利区分はいずれも所有権移転です。

12ページを御覧ください。

71番、萩生字本郷、田5筆、譲受人は3-14さん。

内容は建売住宅7戸351.07㎡、一体利用地として宅地97.77㎡があり、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

72番、高木町、畑1筆、譲受人は3-15さん。

内容は賃貸共同住宅3棟598.61㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

以上、56番から72番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、56番から72番までについて質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(近藤(孝) 委員挙手)

【近藤(孝) 委員】

10ページの66番で転用事由に宅地拡張と出ているのですが、宅地拡張というのは面積の上限はないのですか。

【井上主任】

面積については、宅地拡張後の面積が転用許可と同等、要するにおおむね500㎡未満かどうかを確認しています。

今回につきましては、宅地と合わせても面積は200㎡にも満たない程度ということなので、なんら問題ありません。

【近藤(孝) 委員】

そうすれば、既存の分が200㎡あっても、300㎡宅地拡張でできるということですね。

【井上主任】

そうですね。あとは、本当にその面積が必要かということがありますので、必要性が認められれば、おおむね500㎡までは宅地拡張は可能ということになります。

【藤田会長】

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県

知事に意見を送付いたします。

続きまして、13ページを御覧ください。

報告事項は「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。

事務局から報告をお願いします。

【井上主任】

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、4番、4-1さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

【藤田会長】

続きまして、14ページをお開きください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

事務局から報告をお願いします。

【高橋主幹】

引き続き農業経営を行っている旨の証明について御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6（相続税）及び第70条の4（贈与税）の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人及び受贈者は、納税猶予期間中、3年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」等を添えて税務署に届け出ることとなっております。

14、15ページ御覧ください。

第1番から第4番の4件で第1番、第2番、第4番が相続税、第3番が贈与税についてでございます。

第1番、江口町、田2筆、面積計1,815㎡、相続人は市内在住5-1さん。被相続人は5-2さん。相続開始年月日は平成20年7月8日です。地元委員の岡田悦明委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

続きまして第2番、船木、田3筆、畑7筆、面積計9,671.15㎡、相続人は5-3さん。被相続人は5-4さん。相続開始年月日は平成17年4月22日です。地元委員の神野伸二委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

続きまして第3番、光明寺、田6筆、面積計3,083㎡、受贈者は市内在住5-5さん。贈与者は5-6さん。受贈許可年月日は平成14年7月5日です。地元委員の田坂健次委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認

いたしました。

続きまして第4番、萩生、田2筆、面積計823メートル、相続人は市内在住5-7さん。被相続人は5-8さん。相続開始年月日は令和2年5月28日です。地元委員の飯尾博光委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

以上、4件御報告いたします。

【藤田会長】

続きまして、16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

これをもちまして、第11回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員